

仙台市立郡山中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会と適切に連携の上、対策を推進する。

1 郡山中学校いじめ防止基本方針について

本校は、法第13条に基づき、国基本方針、市基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「郡山中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めた。内容は以下の通りとした。

- (1) いじめ防止等対策委員会
- (2) いじめの防止に関する取組
- (3) 早期発見・早期対応
- (4) いじめを発見した場合の対処

2 郡山中学校いじめ防止等対策委員会

(1) 組織

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，各学年主任，
特別支援教育主任，教育相談・いじめ・不登校担当教諭，養護教諭
(以上いじめ・不登校対策委員会メンバー)

ただし、内容・案件により以下の出席を求める場合があります。
父母教師会長，学級担任，特別支援コーディネーター，
スクールカウンセラー，その他関係する教職員

(2) 委員会で扱う内容

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施状況の確認と改善指示
- ② 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ③ いじめの相談や通報の内容確認
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などについての情報収集記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があった時の関係教職員への指示
いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取
いじめの認定，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携

(3) 委員会の留意事項

- ① 委員会がいじめに関する情報を入手しやすくするためには、教職員が、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴え、保護者からの疑いの通報を、抱え込まずに全て報告・相談する環境を整える。
- ② 委員会が集めた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知し集約された情報と共有化を図る。

- ③ いじめに関する防止，早期発見，措置などの各取組の実施にあたっては，年度毎に具体的な年間計画を作成し実施する。そして，その作成等にあたって，学校関係者評価委員のご意見を十分に踏まえて行う。
- ④ 学校基本方針の見直し，いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。
- ⑤ 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について，本校がその調査を行う場合は，本委員会を母体として，学校関係者評価委員，学校医の教職員以外の委員を加え，公平性・中立性の確保に努めた構成による「学校いじめ調査委員会」を設置し，調査を行う。

3 いじめの防止に関する取組

いじめはどの生徒にも起こりうる。したがって，全ての生徒のいじめに向かわせない心を育み，いじめが起きにくい学校風土や学級風土を構築することに努める。

- (1) いじめに向かわせない心を伸ばす取組
(所属感と自己有用感を伸ばす取組)
 - ① 自分の考えを相手に確実に伝えられる表現力と相手の意見を確実に理解する能力を育てる授業を行う。
 - ② 生徒一人一人が活躍した（充実して活動できた）と感じることのできる授業や活動を行う。
 - ③ 生徒自身が他者の役に立っていると感じることで活動を行う。
- (2) いじめが起きにくい学校風土や学級風土を構築する取組
(存在感と自己肯定感を伸ばす取組)
 - ① 規律はあるが，失敗や間違いを互いに認め合える学級をつくる。
 - ② ハイパーQ Uテスト結果や教員の見立てを基に，良好な対人関係の強化につながる学級活動を行う。
 - ② 教員が，小さいいじめも見逃さない姿勢を明確にする。
- (3) 家庭や地域との連携
社会全体で児童生徒を見守り，健やかな成長を促すためには，教職員と地域，家庭との連携が必要と考える。
 - ① 家庭との連携
保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり，いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには，家庭との連携の強化が重要と考え，以下の取組を行う。
 - 1) 入学説明会において，Line，携帯電話等を使いたいじめの実態についての研修会を行う。
 - 2) 学年P T A総会において，いじめ調査の結果報告やいじめの発生を防止するための学校での取組を報告する。

② 地域との連携

生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、以下の取組を行う。

- 1) 郡山中学校区健全育成連絡協議会において、いじめを含め本校の実態について情報提供を行う。
- 2) 必要に応じては、地域の方へ生徒の様子についての情報提供を求める。
- 3) 地域統一清掃や防災訓練等、生徒と地域の方々との交流の場を多く設定し、生徒に地域からも見守られていることを実感させる。

(4) 関係機関との連携

学校も含めて子供の日常生活において、いじめの発生を防止し健全育成を図っていくためには、生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠と考えるので、以下の取組を行う。

- ① いじめの加害者・被害者になると危惧される生徒で、発達障害が疑われたり劣悪な家庭環境が見られたりする場合には、積極的に教育相談課、発達相談支援センター、児童相談所、警察に情報提供し、必要に応じては連携して問題の除去や軽減を図られるようにする。

4 いじめの早期発見、早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することに努める。

(1) 生徒の小さな変化や訴えを見逃さない取組

- ① 生徒の見守りと積極的な声がけを行う。
- ② 日頃から生徒からの相談に真摯に対応する姿勢を保ち、生徒からの信頼関係がより高まるように努める。

(2) 相談環境の整備

- ① 定期相談
 - ・ 1, 2年生：夏休み中（3者面談）、11月（2者面談）
 - ・ 3年生：夏休み中（3者面談）
- ② いじめアンケートの実施
 - ・ 全校では年に3回行うが、各学年では必要に応じて行う。

(3) 相談窓口の生徒や保護者への周知

- ・ 一番相談しやすい教職員に相談してほしい旨を、学校だよりや集会で周知する。

(4) 情報の集約と共有、対応

- ・ いじめやその疑いの情報が出てきた場合は、すぐに、対象生徒の該当学年や部活動等生徒の行動の範囲に応じてかならず共有する。さらに、その情報を管理職や生徒指導主事に報告し、状況に応じては、管理職・生徒指導主事の指示で、いじめ防止対策委員会の開催を待たずに、早急に対応にあたる。

5 いじめを発見した場合の対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに対象生徒の該当学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。管理職はいじめ防止対策委員会を招集し、委員会は今後の対処について審議し、関係教職員に指示する。なお、状況に応じては、事実を市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

(1) 被害生徒への対応及び支援

被害生徒への対応にあたっては、被害生徒を守り通すという姿勢の下、保護者と連携して、以下のような対応及び支援を講じる。

- ① 被害生徒の心的な状況等を十分確認し、被害生徒や情報を提供した生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害者の保護者には、事実の詳細の報告をできるだけ迅速かつ正確に行い、以後の学校の対応については被害者の保護者と学校が密接に連絡しあい、被害者家族の要望に沿った形で対応する。
- ③ 被害生徒にとって信頼できる人物（家族、親しい友人、教職員、地域の人等）と連携しながら、被害生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、警察、児童相談所、教育相談課など専門家の協力を得ながら支援する。
- ④ 被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導したり、状況に応じて、教育相談課と協議の上で出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ⑤ 被害生徒が、加害生徒との関係改善を望む場合には、被害生徒と保護者の意向を十分に踏まえながら、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の会を開くなどして、関係修復を図る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折りに触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行います。

(2) 加害児童生徒に対する措置

加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じる。

- ① いじめたとされる生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、学校は、教職員と保護者が連携し、必要に応じて警察、児童相談所、教育相談課など専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講じる。
 - ② 加害者の保護者への連絡では、事実の詳細をできるだけ迅速かつ正確に行う。その上で、できるだけ加害者の保護者の理解や納得を得た上で学校と加害者の保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。また、加害者の保護者に対しては継続的に助言を行う。
 - ③ 加害生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
 - ④ いじめの状況や被害生徒や被害者の保護者の状況から、加害生徒の転校や警察への被害届の提出等が予想される場合には、学校と教育相談課と密接に連携した上で、加害者の保護者への要請や通告を行う。
 - ⑤ 加害生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意しながらも、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下で、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。
 - ⑥ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して、適切に懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- (3) 外部機関との連携
- いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もある。したがって、状況に応じては、教育相談課へ情報交換を行い同課との密接な連携の下で、警察や児童相談所等の関係機関と連携して事案の解決を図っていく。

仙台市立郡山中学校は、仙台市立郡山中学校いじめ基本方針を基にして、仙台市教育委員会と連携し、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしながら、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたります。